

# マスタープラン・基本構想の作成事例

※本事例集に記載の内容は、各自治体において作成されたマスタープラン・基本構想に基づき、国土交通省において編集を行っているものであり、実際の計画に記載の表現等と異なる場合があります。実際の記載内容については、各計画本体をご参照ください。

令和3年3月

国土交通省 総合政策局 安心生活政策課

# 宇部市バリアフリー化マスタープラン【令和2年3月公表】

地域公共バリアフリー化調査事業活用

- 東京大会を契機とした「共生社会ホストタウン」に全国で初めて登録されたことを受けて、ユニバーサルデザインのまちづくりと心のバリアフリーに取り組むことの一環として作成。
- 関連計画である中心市街地活性化基本計画等の内容を反映させつつ、都市計画マスタープランや立地適正化計画での位置づけを区域設定に反映。

## <マスタープランの概要>

●市の概況： (平成31年4月1日時点等)



人口	164,899人	
世帯数	79,228世帯	
市域の面積	28,665ha	
高齢者数	53,901人	32.7%
身体障害者数	7,090人	4.3%
知的障害者数	1,521人	0.9%
精神障害者数	1,352人	0.8%

- 作成期間：約1年（平成31年3月～令和2年3月）
- 計画期間：5年間（令和2年度～令和6年度）
- 法定協議会：宇部市公共交通協議会
- 利用者の意見反映：①協議会の開催（3回）  
②まち歩き点検及びワークショップの開催（各地区1回）  
③パブリックコメント（24件）
- 移動等円滑化促進地区：2地区

位置	面積	選定理由
市役所周辺地区	約152ha	・都市中枢機能が集積（都市機能誘導区域） ・中心市街地活性化の対象エリア
宇部駅周辺地区	約72ha	・1日3,000人以上の乗降客がある宇部駅があり、鉄道と路線バスの交通結節点 ・立地適正化計画において「地域拠点」と位置づけ

- 移動等円滑化促進方針の評価・見直しに関する方針：
  - ・移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化に関する措置の状況について、毎年度、調査及び評価を実施。
  - ・宇部市公共交通協議会に調査結果を報告し、必要に応じて変更。
  - ・事業化の目処が立った場合には、基本構想の作成へと移行予定。

## ○移動等円滑化に係る基本的な方針

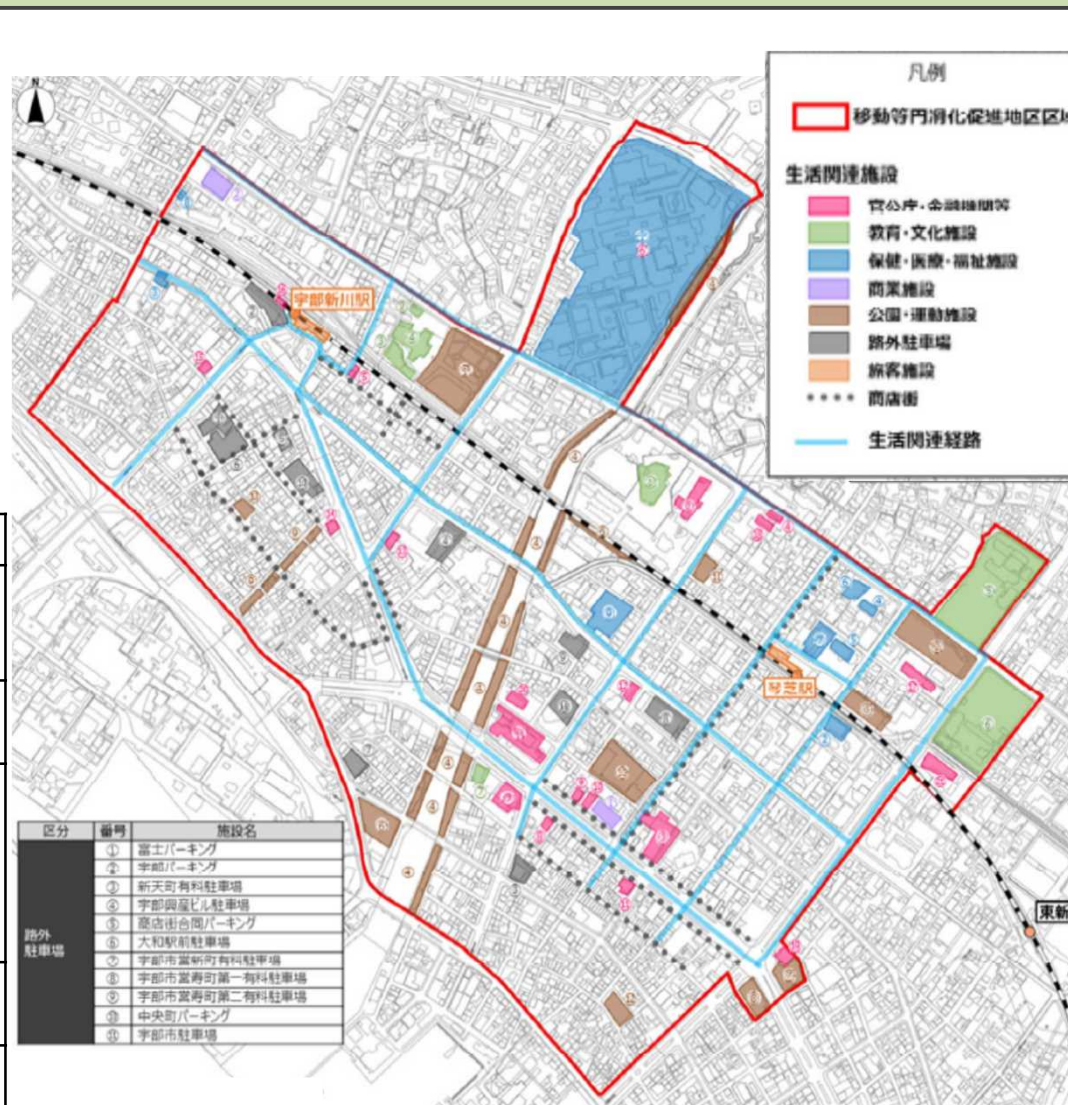
- ・建物や公共交通施設等のバリアフリー化の推進
- ・段階的、持続的なバリアフリー化の推進
- ・市民一人ひとりがお互いを理解し支え合う、心のバリアフリーの推進
- ・市民、事業者、行政の協働によるバリアフリー化の取り組み
- ・情報のバリアフリー化の推進

# 宇部市バリアフリー化マスタープラン【令和2年3月公表】

## ◎ 移動等円滑化促進地区①

- **移動等円滑化促進地区の位置・区域**
  - ・ 市役所周辺地区（面積：約152ha）
- **主な生活関連施設**
  - ・ 市役所、保健センター、総合福祉会館、金融機関、商業施設等
  - ・ 旅客施設：JR宇部新川駅、JR琴芝駅
- **移動等円滑化の促進に関する事項**
  - ・ 全市的な移動等円滑化の促進に関する取組を示しつつ、地区ごとの取組内容を記載。

取組内容	主な実施主体
市の玄関口である宇部新川駅において交通結節点としての機能充実を図り、市内外からの公共交通によるアクセスの利便性を向上	公共交通事業者
宇部新川駅の駅舎や駅前広場など一体的なバリアフリー化について検討	公共交通事業者（道路管理者）
ユニバーサルデザインに対応した新しい市役所庁舎の建設	宇部市
宇部市バリアフリー化改修助成制度の助成率を引き上げ、民間施設のバリアフリー化を促進	
都市公園のトイレを多目的トイレに改修する、また点字や多言語等での案内表示の設置	施設管理者
公園や道路など歩行者空間の質的向上を図り、歩いて暮らせる居住空間を整備	施設管理者（道路管理者）
老朽化した視覚障害者用誘導ブロック等の改修や歩道の補修等により路面上の段差や勾配を優先的に改善	道路管理者



※凡例：◎必須記載事項、○任意記載事項

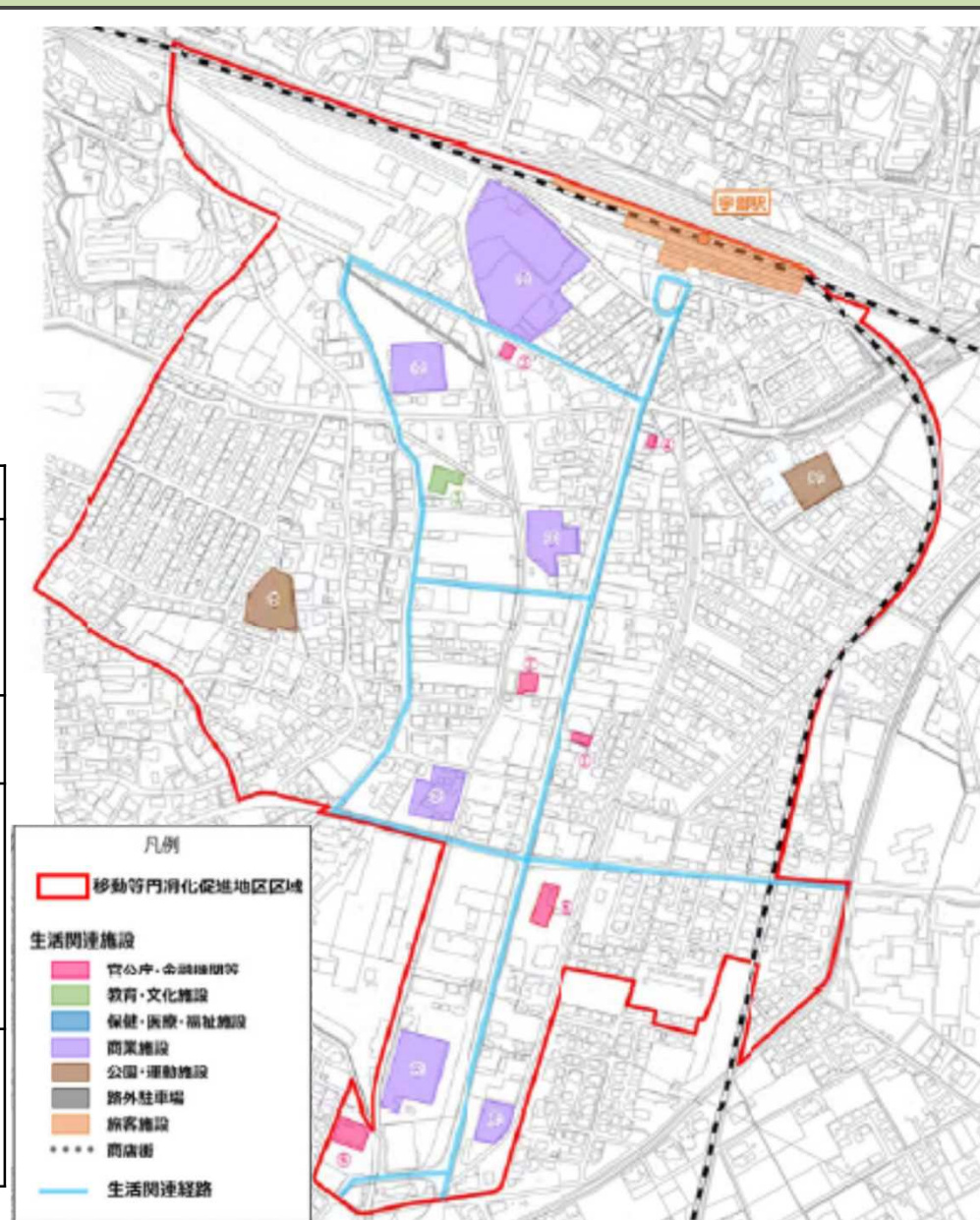


# 宇部市バリアフリー化マスタープラン【令和2年3月公表】

## ◎ 移動等円滑化促進地区②

- **移動等円滑化促進地区の位置・区域**
  - ・ 宇部駅周辺地区（面積：約72ha）
- **主な生活関連施設**
  - ・ 市民センター、交番、金融機関、商業施設等
  - ・ 旅客施設：JR宇部駅
- **移動等円滑化の促進に関する事項**
  - ・ 全市的な移動等円滑化の促進に関する取組を示しつつ、地区ごとの取組内容を記載。

取組内容	主な実施主体
西の交通拠点として、宇部駅の交通結節機能を充実	公共交通事業者
JR 宇部駅のバリアフリー化を図るため、エレベーター付き跨線橋等の整備	
駐輪場の増設とともに、利用者のニーズに応じた駅前広場の一体的な整備	公共交通事業者 宇部市
西の玄関口である宇部駅周辺において緑と花と彫刻のまちの印象を与える空間づくりの創出	宇部市
宇部市バリアフリー化改修助成制度の助成率を引き上げ、民間施設のバリアフリー化を促進	
段差や傾斜の解消など歩道の維持管理の実施 歩道の補修等により路面上の段差や勾配を優先的に改善	道路管理者



# 宇部市バリアフリー化マスタープラン〔令和2年3月公表〕

## ◎ 行為の届出に関する事項

- 以下の旅客施設と道路の境界等において改修等を行う場合に、工事着手の30日前までに改修工事の内容等を市町村に届け出てもらうことが必要。

### 届出対象範囲 以下の施設間の出入口部分が対象

位置	旅客施設	道路	届出の範囲
市役所 周辺地区	宇部新川 駅	市道 宇部新川恩田線 市道 松島町2号線	駅前広場（ロータリー）との連続性確保
	琴芝駅	市道 琴芝町線 市道 琴芝通り南京納川津線	鉄道駅施設との連続性確保
宇部駅 周辺地区	宇部駅	市道 宇部駅洗川線	駅前広場（ロータリー）との連続性確保

## ○ 心のバリアフリーの推進

- 市民、事業者、行政がそれぞれの立場で協力して取り組むべき内容を記載。

### 主な記載内容

- ①市民による心のバリアフリー
  - 市民一人ひとりが「自分ができること」を考え、行動できるような取り組みを推進。
- ②事業者による心のバリアフリー
  - 社員・職員教育をはじめとした、利用者の立場に立った心のバリアフリーに向けた意識を醸成するための取り組みを推進。
- ③行政による心のバリアフリー
  - 市広報や市ホームページ等を通じて高齢者や障害者に対する知識や理解を促すなど、広報・啓発活動の推進。
  - 移動等円滑化のための事業に対する支援措置の充実。
  - バリアフリー教育の推進などの広く市民に心のバリアフリーの意識を醸成するための取り組みを推進。

## ○ バリアフリー情報の収集・整理・提供に関する事項

- 各施設設置管理者から年度末までに報告を受け、当該情報を整理し、ホームページ等で公表。

### 対象施設

義務：旅客施設、特定道路  
努力義務：特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

### 情報提供の内容

高齢者や障害者に配慮したエレベーターの設置  
高齢者や障害者に配慮したトイレ、駐車施設の設置箇所 等



宇部市登録バリアフリー施設の一覧と地図情報をHPで公表している

# 宇部市バリアフリー化マスタープラン作成後の取組状況

## ＜マスタープラン作成後の取組状況＞

- 都市公園への多機能トイレの設置や市営住宅のバリアフリー化など、市施設のバリアフリー化を実施
- 市内小中学校での多機能トイレ及び洋式トイレの設置や校舎玄関のバリアフリー化（スロープ、手すりの設置）、障害者用駐車場の設置など
- 店舗等のバリアフリー化改修費の助成率を移動等円滑化促進地区については、1/2から2/3に引き上げ
- 共生社会ホストタウンジュニアサポーターとホストタウンの相手国であるパラリンピアンとのオンラインによる交流
- 外国人住民のための生活ガイドブックの作成及び市ホームページの対応言語の拡大
- 「広報うべ」や「議会だより」等の点字・音訳版の配布
- 宇部志立市民大学共生社会学部を開講し、市民が高齢者や障害に関する理解を深めるとともに、配慮のポイントなどを学ぶ講座を開催
- 移動等円滑化促進地区内の施設等のバリアフリー化の情報をホームページに掲載





# 奈良市ユニバーサルデザインマスタープラン【令和2年3月公表】

地域公共バリアフリー化調査事業活用

- 持続可能な開発目標（SDGs）に基づいた『だれひとり取り残さない！』をスローガンに、多様なつながりによる共生のまちの実現に向け、ハード・ソフト両面のバリアフリーを推進する取組の一環として作成。
- 寺院・神社など多くの世界遺産を含む古都奈良の街並みを後世に引き継いでいく国際文化観光都市として、インバウンドをはじめとした観光客のほか、市民も含めて、誰もが安全・安心に快適に移動し、暮らすことができるまちを目指し、ユニバーサル社会に向けた取組方針を提示。

## ＜マスタープランの概要＞

- **市の概況：**（平成31年4月1日時点）  
（精神障害者数は、令和元年6月1日時点）



人口	356,352人	
世帯数	162,380世帯	
市域の面積	27,694ha	
高齢者数	108,849人	30.5%
身体障害者数	13,994人	3.9%
知的障害者数	2,851人	0.8%
精神障害者数	3,705人	1.0%

- **作成期間：**約7ヶ月（令和元年9月～令和2年3月）
- **計画期間：**－（法令・上位計画等の変更など必要に応じて基本構想とともに見直し）
- **法定協議会：**奈良市移動等円滑化促進協議会
- **利用者の意見反映：**①協議会の開催（2回）  
②協議会に参加していない団体からのヒアリング（5団体）  
③パブリックコメント（6件）
- **移動等円滑化促進地区：**3地区

位置	面積	選定理由
JR奈良駅・近鉄奈良駅周辺地区	約330ha	・奈良公園等の観光施設、県庁等の公共施設等の集積 ・既存の基本構想における重点整備地区
大和西大寺駅周辺地区	約110ha	・県内外多方面をつなぐ乗換駅としての交通結節点 ・国立公園として整備が進められている平城宮跡に隣接
JR新駅（八条・大安寺）周辺地区	約75ha	・「八条・大安寺周辺地区まちづくり基本構想」による開発予定地

- **移動等円滑化促進方針の評価・見直しに関する方針：**
  - ・ 理念計画に基づいた取組の進捗状況について、進行管理を実施し、広く市民等へ情報提供に努めると共に、奈良市移動等円滑化促進協議会で協議・検討・推進。
  - ・ 協議内容について、奈良市地域自立支援協議会をはじめとした関係機関と意見交換し、マスタープランや基本構想の特定事業計画等へ反映。

## ○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- ①ユニバーサルデザインの考え方に沿ったまちづくり
- ②奈良の魅力を高めるバリアフリーの推進
- ③みんなで取り組むバリアフリー社会の実現
- ④思いやりの精神をはぐむこころのバリアフリーの推進

※凡例：◎必須記載事項、○任意記載事項

## ◎ 移動等円滑化促進地区（一例）

### ● 移動等円滑化促進地区の位置・区域

- JR奈良駅・近鉄奈良駅周辺地区（面積：約330ha）

### ● 主な生活関連施設

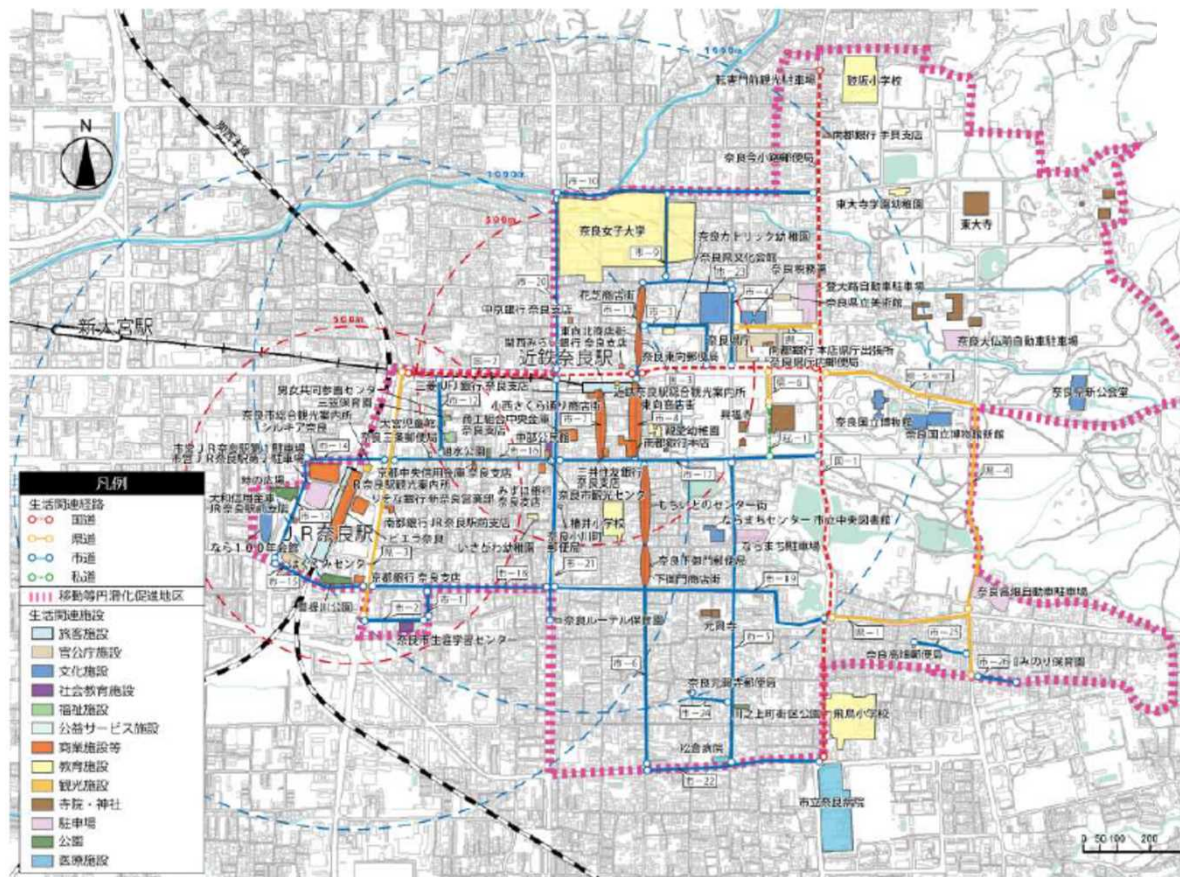
- 県庁、税務署、国立博物館、興福寺、東大寺、奈良公園 等
- 旅客施設：JR奈良駅、近鉄奈良駅



凡例  
 ●重点整備地区  
 ●移動等円滑化促進地区

### ● 移動等円滑化の促進に関する事項

- 地区の特徴や上位・関連計画における位置づけ、地区の主な課題を整理した上で、地区の将来像を基本方針として地区ごとに記載。



#### 地区の特徴

- JR奈良駅は乗降客数が約3万6千人/日、近鉄奈良駅は約6万7千人/日と、両駅は多くの人が利用する鉄道駅となっている。
- 2駅間の距離は約0.8kmと接近している。
- 周辺地域には、ならまちセンターや奈良県立文化会館等多くの文化施設や、商業施設・商店街が立地している。
- 地区内には興福寺、元興寺、東大寺という世界遺産や奈良公園、ならまち、きたまちを含んでおり、奈良の代表的な観光地の一つとして認識されている。

#### 上位・関連計画における位置づけ

- JR奈良駅周辺、近鉄奈良駅周辺は国際文化観光都市・奈良の表玄関、県の表玄関として位置づけられている。
- 国立博物館、県立文化会館、県立美術館等のある県庁周辺は風土的環境と調和したシビック・文化ゾーンとして位置づけられている。

#### 地区の主な課題

- 狭小な幅員、段差、マウントアップ、障害物等、ハード面での歩道の課題が多い。
- 障害者をサポートするための制度づくり、理解の促進を求める声が多い。

#### 地区の将来像

古都奈良の表玄関として、安全・安心で快適な生活と観光の共生を先導する地域づくり

多くの方が利用するJR奈良駅、近鉄奈良駅が位置し、多くの文化レクリエーション施設と商業施設、観光施設が立地する本地区は、古都奈良の表玄関であり、市民、観光客問わず市内外から多くの方が集まります。そのため、だれにとっても安全・安心・快適な生活を確保するだけでなく、観光地としての魅力も十分に味わうことができるような環境づくりを先導します。

※凡例：◎必須記載事項、○任意記載事項

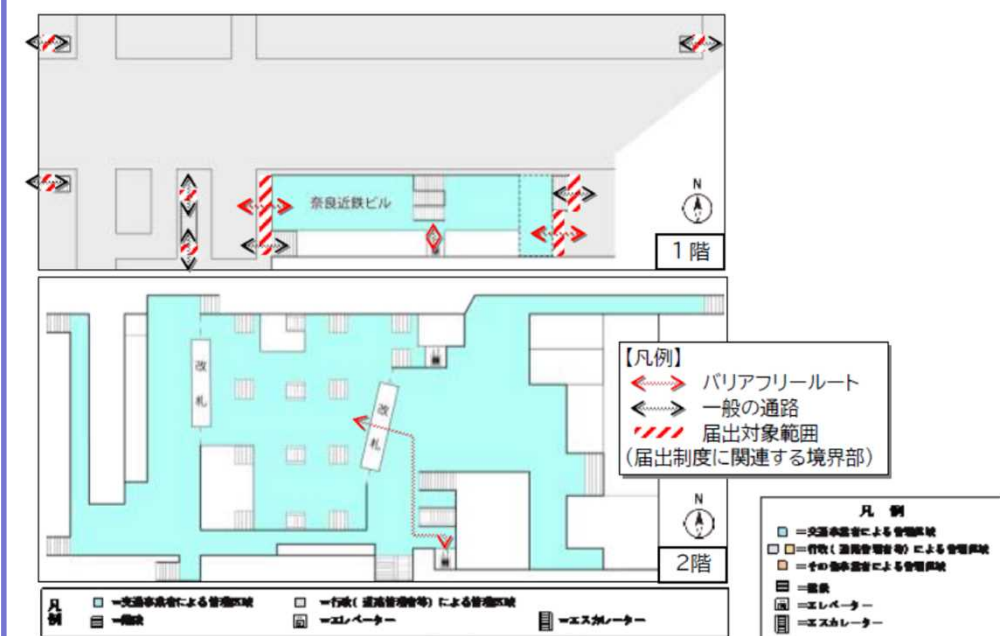


## ◎ 行為の届出に関する事項

- 以下の旅客施設と道路の境界等において改修等を行う場合に、工事着手の30日前までに改修工事の内容等を市に届け出てもらうことが必要。

### 届出対象範囲（一例）

下図のように具体的な届出対象範囲を示している



## ○ 心のバリアフリーの推進

- 奈良市が目指す姿  
「多様なつながりを生み出す共生のまち」を実現するために取り組む「3つの指針」のうちの1つとして設定。

### 主な記載内容

#### ③こころのバリアフリーを実現するひとづくり

個人がその心身の特性や考え方にとらわれることなく、人格と個性が尊重される、多様性のある共生社会を目指し、年齢や障害の有無などに関わらず、だれもが我が事として支えていく意識の醸成や教育を推進します。

#### ★こころのバリアフリーのポイント★

- 心の中にある差別や偏見、理解不足といった心の障壁(バリア)を取り除き、適切な意識と正しい知識を持つことで、自分が何をすべきかがわかります。
- ひとりひとりが他者を理解し、まごころをもって配慮や行動をすることが重要です。

#### ●配慮の必要性を示すマークの普及啓発

その人の状況を伝えるさまざまなマークの意味を周囲が正しく理解し、必要な援助を受けたり、行ったりできるよう普及啓発に取り組みます。



図 6.6 マタニティマーク



図 6.7 ヘルプマークの啓発

#### ●認知症施策

認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族をサポートできるような資質を保持し、自分のできる範囲で活動することを目的とした「認知症サポーター養成講座」の開催や、認知症の人やその家族、地域住民、専門職など、だれもが集える場として「認知症カフェ」が開催されています。



認知症の人を支援する「目印」として、ブレスレット(オレンジリング)を認知症サポーター養成講座受講者にお渡ししています。



図 6.8 窓口での対応表示例

#### ●こころのバリアフリー教育

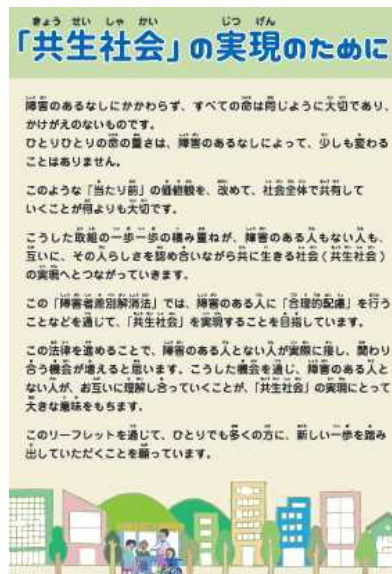
奈良市内の小中学校等さまざまな教育機関で実施する学習を通して、高齢者や障害者、外国人等に関する問題について、自身の課題として考える機会を持ち、当事者の立場に立つことの大切さを理解し、人権と共生のまちづくりに向けて行動する意欲や行動力を養うとともに、違いを個性として捉えられる豊かなこころを培います。

## ○ バリアフリー情報の収集・整理・提供に関する事項

- 奈良市内の一部のエリアにおいて、奈良県や奈良市観光協会によるバリアフリーマップが作成・公表されている。
- 今後、現在作成されていないエリアも含めたバリアフリーマップ作成に向けて検討を進めることとしている。

## <「合理的配慮」等の普及・啓発>

奈良市では、障害のある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて、障害のある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現を目指す「障害者差別解消法」に基づき、「合理的配慮」の意味や必要性について、リーフレット等を通じ、普及・啓発を行っています。



また、「耳マーク」や「手話マーク」、「筆談マーク」の普及・啓発にも取り組んでいます。聴覚障害者が「筆談で対応できる」、「手話で対応できる」ことが一目でわかることにより、安心して市役所を利用いただけるよう、窓口でのマーク設置を推進しています。



窓口に設置した耳マーク、筆談マーク

## <認知症施策>

認知症等で行方不明になる可能性のある方の情報を事前登録することで、認知症の方やその家族を地域で見守りあい、支えあうまちづくりのため、「安全・安心“なら”みまもりネットワーク」という制度を推進しています。



QRコード入りシール



GPS携帯端末

### ● QRコード入りシール（無料配布）

整理番号を記したQRコード入りシールをアイロンやドライヤーで靴や帽子など身に着けるものに貼り付けることができます。行方不明になった人を発見された方がこのQRコード入りシールを読み取ると、市役所や警察の連絡先が表示され、ご家族への連絡につながるものです。

### ● GPS携帯端末（有料貸出）

登録者のうち希望される方にGPS携帯端末を有料で貸出しています。GPS携帯端末を活用することにより、居場所を検索・特定し、より早期発見につなげ、事故の防止を図ります。

# 明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画【令和2年3月公表】

地域公共バリアフリー化調査事業活用

- 市の目指す「住みたい・住み続けたいと思うまち」や、持続可能な開発目標（SDGs）の理念に基づき、「誰ひとり取り残すことなく助け合うまちづくり」という考えのもと、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指し作成。
- 実行計画には、「ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための方針（マスタープラン）」と「事業を重点的・一体的に実施することが必要な地区の方針（基本構想）」を一体的に位置づけることとしている。（基本構想は策定次第追加予定）

## <マスタープランの概要>

- 市の概況：（平成31年4月1日時点）



人口	298,399人	
世帯数	127,751世帯	
市域の面積	4,942ha	
高齢者数	78,612人	26.3%
身体障害者数	2,732人	1%
知的障害者数	2,813人	1%
精神障害者数	11,475人	4%

- 作成期間：約1年3ヶ月（平成31年1月～令和2年3月）
- 計画期間：6年間（令和元年度～令和6年度）
- 法定協議会：明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会
- 利用者の意見反映：①協議会の開催（8回）  
②協議会に参加していない団体からのヒアリング（2団体）  
③パブリックコメント（17件）
- 移動等円滑化促進地区：12地区  
〔設定方針〕①多くの市民や来訪者が利用する駅周辺で、徒歩圏内に3箇所以上生活関連施設が立地。  
②「平成14年基本構想」で重点整備地区、準整備地区とされていた地区。  
③地域発案の生活拠点地区で、徒歩圏内に3箇所以上生活関連施設が立地する地区も検討。

地区名	地区名
JR朝霧駅周辺地区	山陽電鉄西新町駅周辺地区
JR明石駅・山陽電鉄山陽明石駅周辺地区	山陽電鉄林崎松江海岸駅周辺地区
JR西明石駅周辺地区	山陽電鉄中八木駅周辺地区
JR大久保駅周辺地区	山陽電鉄東二見駅周辺地区
JR魚住駅周辺地区	山陽電鉄西二見駅周辺地区
JR土山駅周辺地区	松が丘地区

- 移動等円滑化促進方針の評価・見直しに関する方針：
  - ・協議会において当事者参画のもと、計画だけでなく具体的取組についても、検証・改善。
  - ・計画最終年度に、計画の検証を行った上で計画改定（継続的なスパイラルアップ）。

## ○移動等円滑化に係る基本的な方針（基本理念の実現に向けた基本目標）

- |                      |                      |                    |
|----------------------|----------------------|--------------------|
| ①利用者視点に立ったユーザビリティの向上 | ③「ハード」と「ソフト（ハート）」の両輪 | ⑤災害時等に対応したUDのまちづくり |
| ②当事者・市民参画による計画・取組の推進 | ④ユニバーサルツーリズムの推進      | ⑥地域との連携            |
|                      |                      | ⑦計画の継続改善と見直し       |

※凡例：◎必須記載事項、○任意記載事項



◎ 移動等円滑化促進地区（一例）

● 移動等円滑化促進地区の位置・区域

- ・ 市域における移動等円滑化促進地区の位置を明記。

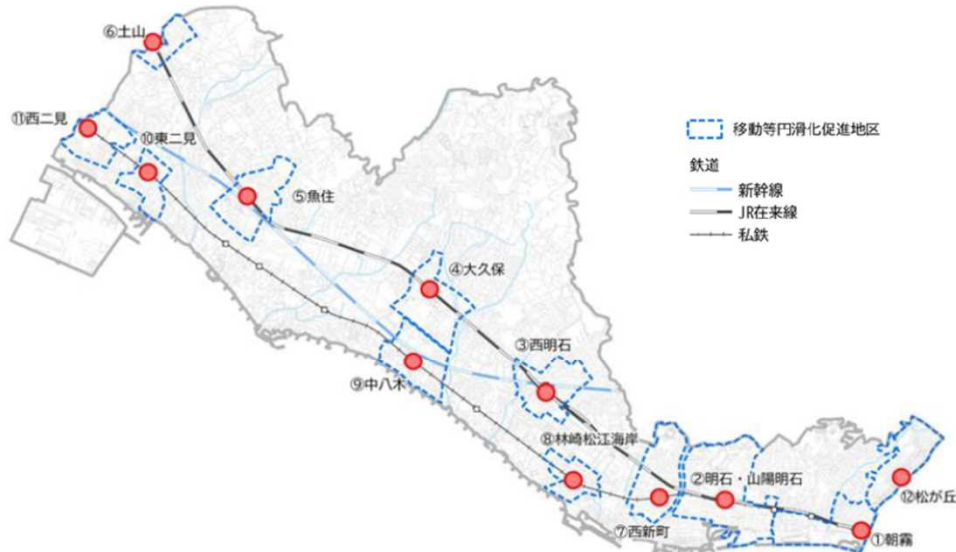


図. 移動等円滑化促進地区の位置・区域

● 移動等円滑化の促進に関する事項

- ・ 地区ごとに目標と取組方針を記載。

⑫ 松が丘地区(本編56～57頁)

地区目標

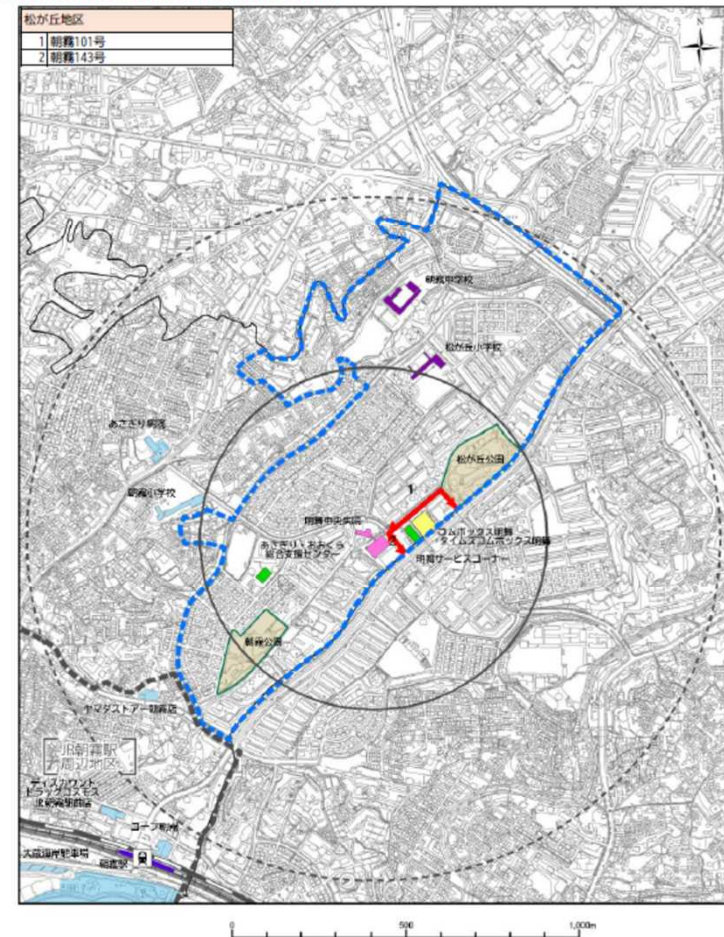
まちの変化に対応した移動環境の整備に向けた、  
地域活動との連携によるユニバーサルデザインのまちづくり

地区の取組方針

- ◆ まちの変化に対応した公共交通の利便性の向上。
- ◆ 地域との連携による、取組や生活関連施設・生活関連経路の検討。
- ◆ 生活関連経路について、歩道の点字ブロック設置と、歩道未整備区間における、歩行者通行空間の確保。
- ◆ ユーザビリティに配慮した建築物のバリアフリー化の促進と、建築物と歩道との連続性の確保。
- ◆ 関係機関や交通事業者等との連携によるユニバーサルデザインのまちづくり。

● 主な生活関連施設・生活関連経路  
(松が丘地区)

- ・ 地区外的生活関連施設や主要施設も記載。



### ◎ 行為の届出に関する事項

- 以下の旅客施設と道路の境界等において改修等を行う場合に、工事着手の30日前までに改修工事の内容等を市町村に届け出てもらうことが必要。

#### 届出対象範囲（一例）

下表のように具体的な届出対象範囲を示している

##### ◆届出制度の対象の指定

【駅・旅客船乗り場と道路（駅前広場）の改良等にあたっての届出が必要な駅及びその周辺】

地区名	旅客施設	道路	届出の対象範囲
JR朝霧駅 周辺地区	JR朝霧駅	朝霧165号線	鉄道駅施設との連続性確保
	山陽電鉄大蔵谷駅	国道2号	
JR明石駅 山陽明石駅 周辺地区	JR明石駅(北)	大明石1号線	駅前広場(ロータリー)との連続性確保
	JR明石駅(南)	明石中央66号線	
	山陽明石駅	明石中央66号線	駅前広場(ロータリー)との連続性確保
	山陽電鉄人丸前駅	太寺上ノ丸14号線	
淡路行旅客船乗り場	明石中央40号線	旅客船乗り場との連続性確保	

【駅間の乗継ぎの配慮が必要な駅及びその周辺】

旅客施設	届出の対象範囲
JR明石駅・山陽明石駅	鉄道駅相互間のバリアフリー経路
JR西明石駅	在来線と新幹線間のバリアフリー経路

### ○ バリアフリー情報の収集・整理・提供に関する事項

- バリアフリーマップの作成・普及に努めること
- 市がマップを作成する場合には、バリアフリー法の規定に基づき施設管理者から情報提供を受けながら進めること
- 民間や地域における作成・情報発信の促進・普及に努めることを記載。



明石駅周辺のバリアフリーマップ

### ○ 心のバリアフリーの推進

- 「心のバリアフリー」の重要性や「心のバリアフリー」に関する具体的な取組を推進していく旨を記載。

#### 主な記載内容

##### 1.4 心のバリアフリーの推進

###### 多様な市民が交流するイベント等の開催

障害当事者等も含めた多様な市民が共に参加し、楽しむことができるイベント等の交流の機会を設け、様々な障害への理解を深めるとともに、市民の交流やまちの賑わいを創出します。



アートシップ明石(障害当事者の作品展示)



ユニバーサルフットサル



ストリートピアノ(イメージ)

###### 講演会やフォーラム等の開催

市民がユニバーサルデザインや障害特性について学び、これからのまちづくりについて自主的に考え、行動するための気づきの場を提供するため、講演会やフォーラム等を開催します。



あかしユニバーサル交流会(フォーラム・パネルディスカッション)

###### 多様な人々の特徴や接し方の理解促進

本市ではこれまで、市職員、民間事業者、高校生等を対象に、障害者や高齢者など、多様な人々の特徴を理解し、接し方や配慮を身につけるため、「ユニバーサルマナー検定」の受講機会を提供してきました。より多くの方々に理解が広がるよう、対象者を検討しながら、今後も受講機会を提供していきます。

また、民間事業者の「ユニバーサルマナー検定」の受講機会を増やし、利用者がまちを楽しむことができる接遇スキルの向上を図ります。



特別授業「I'm POSSIBLE」プログラム



手話体験教室



2020  
年度

ありのままがあたりまえのまち  
～ 誰もが安心して暮らせる「インクルーシブなまち」をみんなで ～

## ユニバーサルデザインの街づくり

## 心のバリアフリー



### ● 当事者参画による共生のまちづくりの推進

- \* 2019年にまち歩き点検で指摘を受けた市所有緑地の段差を解消するために、当事者参画を実施し、スロープを設置
- \* 多くの人を訪れる「商店街のバリアフリートイレ」の改修にあたり、当事者参画を実施し、車いすユーザーなども使いやすく、来訪者のおもてなしになるようなトイレを整備



### ● 官民連携による安全安心な移動の確保

- \* 鉄道駅の安全対策
- \* UDタクシーの導入補助
- \* 道路の安全対策
- \* エスコートゾーンの設置
- \* 飲食店などのBF化

### ● 実際の行動につなげるための気づきの機会の創出

- \* 歯科診療所スタッフ等事業者向けのユニバーサルマナー研修
- \* 新規採用教職員等の当事者との体験交流型研修
- \* パラスポーツを通じて、子どもの多様性への理解を深めるために、教職員向けボッチャ指導用動画を作成
- \* 「I'm POSSIBLE」プログラムを取り入れた特別授業



### ● 誰もが明石市を安心して楽しむための拠点として、「あかし案内所」を整備 (2020年3月供用開始)

### ● ユニバーサルツーリズムの推進

- \* 当事者のニーズに応じた観光情報等を提供するために、観光モデルコースを紹介するユニバーサルツーリズム動画を作成し、発信。(4か国語対応)  
事前に障害当事者と一緒にモニターツアーを実施し、意見を反映





# 射水市バリアフリーマスタープラン【令和2年3月公表】

地域公共バリアフリー化調査事業活用

- 国では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を一部改正し、市町村におけるバリアフリーのまちづくりに対する取組を強化していることから、全ての人が安心して生活・移動できる環境の実現を目指し、都市整備等と連携したバリアフリー化を推進するため、バリアフリーの基本方針を策定。
- 関連計画である都市計画マスタープランや都市再生整備計画等に位置づけられている地区を区域設定に反映。

## <マスタープランの概要>

- **市の概況：** (平成31年4月1日時点)



人口	92,867人	
世帯数	35,225世帯	
市域の面積	10,943ha	
高齢者数	27,753人	29.9%
身体障害者数	3,557人	3.8%
知的障害者数	690人	0.7%
精神障害者数	524人	0.6%

- **作成期間：** 約1年3ヶ月 (平成31年1月～令和2年3月)
- **計画期間：** 5年間 (令和2年度～令和6年度)
- **法定協議会：** 射水市バリアフリーマスタープラン策定協議会
- **利用者の意見反映：**
  - ①協議会の開催 (3回)
  - ②協議会委ではない当事者団体へのヒアリングの実施 (4団体)
  - ③まち歩き点検 (1回)
  - ④パブリックコメント (7件)

- **移動等円滑化促進地区：** 3地区

位置	面積	選定理由
小杉地区	約200ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市中枢機能が集積 (都市マスタープランの都市中核拠点)</li> <li>・策定済基本構想の重点整備地区を包含するエリア</li> <li>・都市再生整備計画区域</li> </ul>
新湊地区	約146ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市中枢機能が集積 (都市マスタープランの都市中核拠点)</li> <li>・都市再生整備計画区域</li> </ul>
大門・大島地区	約91ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市マスタープランにおける地域居住拠点</li> <li>・都市再生整備計画区域</li> </ul>

- **移動等円滑化促進方針の評価・見直しに関する方針：**

- ・ 5年目の令和6年度 (2024年度) を目処に、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を実施。
- ・ 評価の結果必要があると認めるときは、マスタープランの見直しを実施。
- ・ 具体的な事業を実施する機運が醸成した場合には、基本構想の作成へと移行予定。

## ○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- ・ 快適な歩行ネットワークの形成
- ・ 施設内の安全性・快適性の向上
- ・ 情報提供方法の充実
- ・ 公共交通の充実
- ・ バリアフリー意識の醸成
- ・ 人材の育成

# 射水市バリアフリーマスタープラン〔令和2年3月公表〕

## ＜移動等円滑化促進地区の設定方法＞

- 既存の関連計画等に設定されている地区のほか、生活関連施設の立地やアンケート・ヒアリング調査の結果等を踏まえ、地区の範囲を設定。

### 主な記載内容

- (A) 射水市都市計画マスタープラン又はバリアフリーや都市整備に関する関連計画に位置付けられている地区を考慮し、移動等円滑化促進地区を設定
- (A-1) 射水市都市計画マスタープラン全体構想に位置付けられている都市中核拠点（複合交流施設周辺、小杉駅及び本庁舎周辺）
  - (A-2) 小杉駅周辺地区バリアフリー整備基本構想に位置付けられている重点整備地区
  - (A-3) 都市再生整備計画に位置付けられている地区（小杉地区、新湊地区、（大門・大島地区））
- (B) 生活関連施設の徒歩圏内にある地区を、移動等円滑化促進地区に設定
- (B-1) 重点整備地区の設定がある地区は、重点整備地区を包含
  - (B-2) 重点整備地区の設定がない地区は、主要旅客施設から概ね半径500m圏内の地区を選定
- (C) 地区面積は、概ね400ha未満に設定（境界は、道路等の地形地物により区分）
- (D) 生活関連施設の立地・集積状況を踏まえ、移動等円滑化促進地区を設定
- (D-1) 生活関連施設のうち、旅客施設又は特別特定建築物（床面積2,000㎡以上）に該当するものが概ね3施設以上所在する地区を選定
  - (D-2) (D-1)の施設のうち、高齢者や障がい者等の利用頻度が高く、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる施設を含む地区（既往アンケート調査や関係者ヒアリング調査の結果を反映）
- (E) 高齢者人口の集積状況（人口密度）やまちづくりの状況を踏まえ、移動等円滑化促進地区を設定

## ◎ 移動等円滑化促進地区①

### ● 移動等円滑化促進地区の位置・区域

- 小杉地区（面積：約200ha）

### ● 主な生活関連施設

- 小杉地区センター、コミュニティセンター、中央図書館、福祉施設、商業施設等
- 旅客施設：あいの風とやま鉄道小杉駅



凡例	生活関連施設	鉄道
移動等円滑化促進地区	①旅客施設	北陸新幹線
生活関連経路	②官公庁施設	あいの風とやま鉄道線
旅客施設または特別特定建築物 (床面積2,000㎡以上)	③福祉施設	万葉線
	④病院	道路
	⑤文化・交流施設	主要地方道
	⑥商業施設	一般県道
	⑦学校等	高速道路
	⑧公園・運動施設	国道
	⑨その他施設	地区界



# 射水市バリアフリーマスタープラン〔令和2年3月公表〕

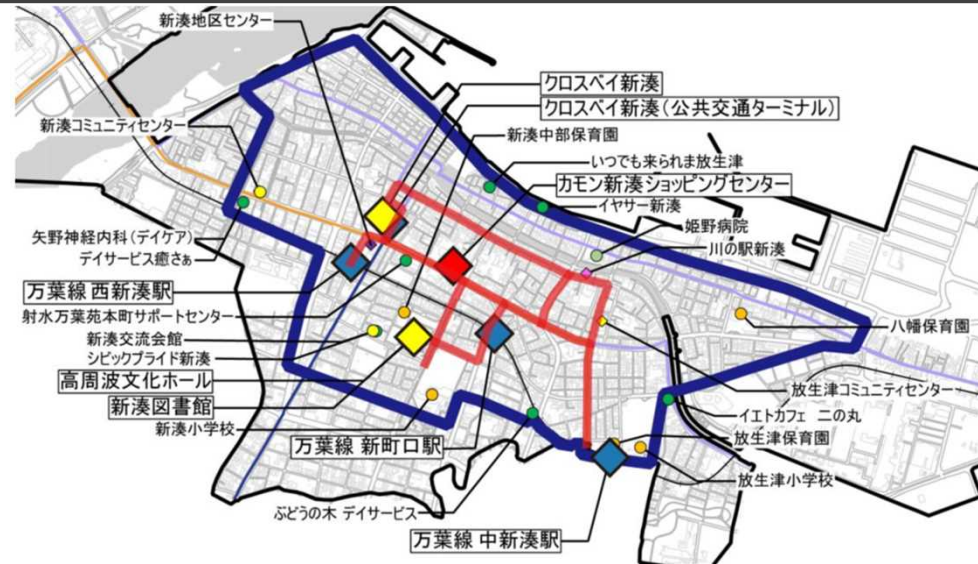
## ◎ 移動等円滑化促進地区②

### ● 移動等円滑化促進地区の位置・区域

- ・ 新湊地区（面積：約146ha）

### ● 主な生活関連施設

- ・ 新湊地区センター、新湊交流会館、新湊図書館、福祉施設、商業施設等
- ・ 旅客施設：万葉線西新湊駅、万葉線新町口駅、万葉線中新湊駅、クロスベイ新湊（公共交通ターミナル）



## ◎ 移動等円滑化促進地区③

### ● 移動等円滑化促進地区の位置・区域

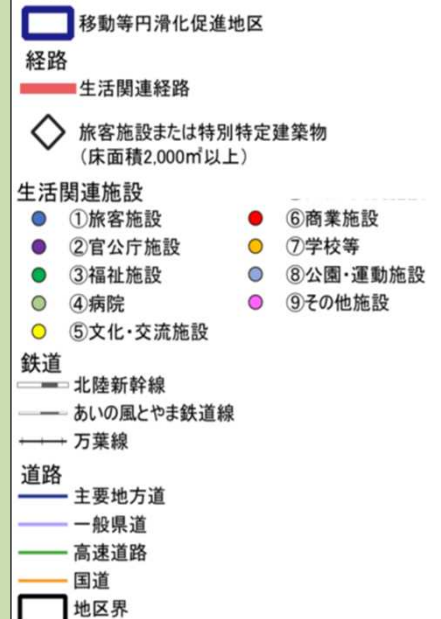
- ・ 大門・大島地区（面積：約91ha）

### ● 主な生活関連施設

- ・ 大門総合会館、コミュニティセンター、正力図書館、福祉施設、商業施設等
- ・ 旅客施設：あいの風とやま鉄道越中 大門駅



### 凡例



※凡例：◎必須記載事項、○任意記載事項



# 射水市バリアフリーマスタープラン【令和2年3月公表】

## ◎ 移動等円滑化の促進に関する事項

・ 関係者間の意識共有のもと、一体的・計画的なバリアフリー化に向けた整備・維持を推進するために実施する取組を記載。

### 主な記載内容

#### ○道路

- ・ 既存歩道の拡幅
- ・ 歩道のない道路における路面標示や電柱の移設等による安全対策の実施
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックや音響式信号機の適切な整備・改善
- ・ 不具合がある箇所の迅速な情報収集

等

#### ○建築物・駐車場

- ・ 出入口や歩道等との段差解消
- ・ 障害者等が利用しやすいエレベーター・スロープ等の設置・改善
- ・ 施設内の視覚障害者誘導用ブロックの整備・改善
- ・ 敷地出入口から施設出入口までのバリアフリー経路の確保
- ・ 天候にも配慮した障害者等の優先駐車場の確保

等

#### ○案内・情報提供

- ・ 誰もが施設の存在や移動経路が分かりやすい施設案内の整備
- ・ 誰もが見やすく分かりやすい時刻表や案内表示の設置
- ・ 点字や音声等誰もが情報を入手できる案内設備の設置
- ・ 施設や経路におけるバリアフリー情報の発信

等

#### ○公共交通

- ・ 旅客施設におけるエレベーターやスロープ設置等による出入口からホームまでのバリアフリー化経路の確保
- ・ 旅客施設内やバス停周辺における視覚障害者誘導用ブロックの整備・改善
- ・ バス停における車両との段差解消
- ・ バリアフリー化された車両の導入促進
- ・ よりスムーズな乗継ぎ等に配慮した運行の設定

等

## ○ 行為の届出に関する事項

- ・ 右記の旅客施設と道路の境界等において改修等を行う場合には、工事着手の30日前までに改修工事の内容等を市に届け出ることが必要。

### 届出対象範囲

以下の施設間の出入口部分が対象

位置	旅客施設	道路	届出の範囲
小杉地区	あいの風 とやま鉄道 小杉駅	市道 三ヶ1101号線 市道 三ヶ1102号線	鉄道駅施設と の連続性確保
新湊地区	万葉線 西新湊駅	市道 新湊88号線	鉄道駅施設と の連続性確保
	万葉線 新町口駅	市道 中央町緑町線	鉄道駅施設と の連続性確保
大門・ 大島地区	あいの風 とやま鉄道 越中大門駅	市道 新町10号線	鉄道駅施設と の連続性確保

## ○ 心のバリアフリーの推進

- ・ 市民、事業者、行政のそれぞれの立場で協力できるよう行政が実施する取組を記載。

### 主な記載内容

- (1) 高齢者や障害者等の特性やニーズの理解
  - ・ 高齢者や障害者等の特性やニーズの理解を深めるための情報発信の充実。
  - ・ 高齢者や障害者等との交流活動への支援。
  - ・ バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関する優れた取組の情報発信。
  - ・ 高齢者や障害者等に関するマークや富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度等の普及・啓発。
  - ・ 交通マナーや施設利用マナー等の啓発活動の実施。
- (2) 人材の育成・確保
  - ・ 交通事業者や施設管理者のバリアフリースキルの向上を図る教育活動の促進。
  - ・ 高齢者や障害者等の移動及び活動を支える人材の育成や市民団体等による活動への支援。
  - ・ 学校教育におけるバリアフリー教育の充実。

# 射水市バリアフリーマスタープラン策定後の取組状況

## <基本構想の策定に向けた取組>

- 具体的なバリアフリー化の整備を推進するため、基本構想策定に向け、令和3年度に協議会を開催予定。

### 基本構想の内容（案）

#### 移動等円滑化促進地区③ （大門・大島地区）

において、駅構内にエレベーター設置等、事業の具体化が見込まれるため、基本構想を策定（重点整備地区の指定）する予定。

#### 公共交通特定事業（ハード事業）

- あいの風とやま鉄道 越中大門駅構内にエレベータを設置。
- 都市再生整備計画に位置付けられた駅前線整備と一体化した取組を推進。
- 商店街等の生活関連経路の整備。

#### 教育啓発特定事業（ソフト対策）

- 小・中学校において、心のバリアフリーに関する取組の実施。
- 公共交通事業者向けの接遇向上研修の開催支援。
- 市民向けに高齢者や障害者等の特性について理解を深めるための講座等を開催。



# 川口市バリアフリー基本構想【令和元年5月公表】

- 平成30年度に計画期間を終了した旧基本構想の実施状況を評価すると共に、新たに市域全体や隣接する市町村に存する駅も含めて重点整備地区の設定を検証し、基本方針を改定、従前の3地区から9地区に拡充設定。
- 川口市都市計画基本方針における地域別のまちづくり方針を計画に反映。

## ＜基本構想の概要＞

- **市の概況：** (平成30年1月1日時点等)



人口	600,050人	
世帯数	280,069世帯	
市域の面積	6,195ha	
高齢者数	135,609人	22.6%
身体障害者数	16,701人	2.8%
知的障害者数	3,353人	0.6%
精神障害者数	3,322人	0.6%

- **作成（改定）期間：** 約1年5ヶ月（平成29年11月～平成31年3月）
- **計画期間：** 10年間（平成31（令和元）年度～令和10年度）
- **法定協議会：** 川口市バリアフリー基本構想推進協議会
- **利用者の意見反映：** ①協議会の開催（5回）  
②市民向けアンケートの実施（1回123通回答）  
③パブリックコメント（意見なし）

- **重点整備地区：** 9地区

- ・ 市内に立地する鉄道駅周辺地区のほか、市に隣接する鉄道駅周辺地区も検討の対象として、市域の徒歩圏内に生活関連施設の有無等の要件を確認し設定。

位置	面積	位置	面積
川口駅周辺地区	約95.7ha	鳩ヶ谷駅周辺地区	約32.3ha
西川口駅周辺地区	約59.2ha	新井宿駅周辺地区	約45.4ha
東川口駅周辺地区	約80.1ha	戸塚安行駅周辺地区	約73.6ha
川口元郷駅周辺地区	約42.0ha	蕨駅東口周辺地区	約6.8ha
南鳩ヶ谷駅周辺地区	約17.9ha		

- **基本構想の評価・見直しに関する方針：**

- ・ 事業実施までの進捗管理のほか、PDCAサイクルにより、おおむね5年ごとに効果検証を行い、必要に応じて見直しに取り組む。

## ○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- 安全・安心に暮らせるまちづくり
- 重点整備地区の拡充
- 地域特性の活用

- 共生社会の実現
- 段階的かつ継続的な発展

# 川口市バリアフリー基本構想(令和元年5月公表)

## ◎ 重点整備地区

### ● 重点整備地区の位置・区域

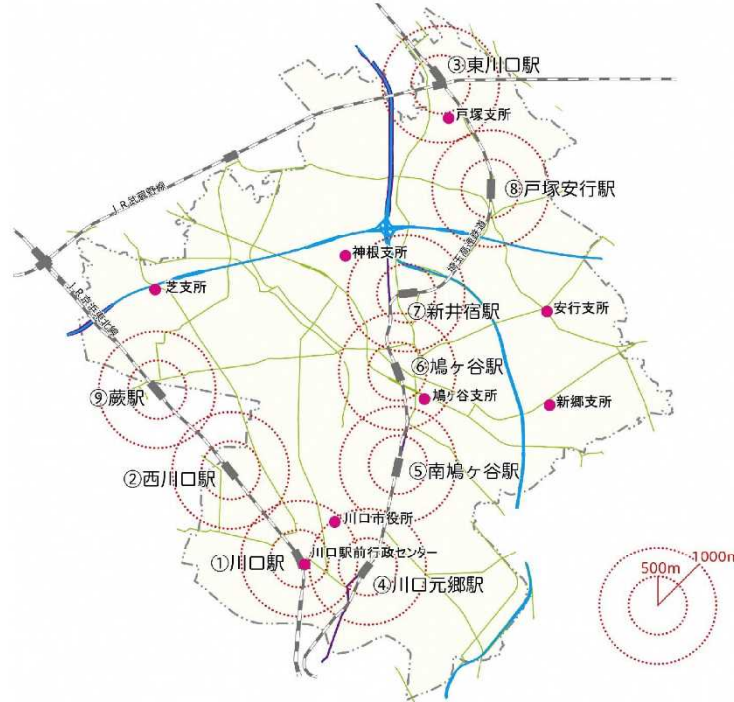


図6.4 重点整備地区の設定

地区名	路線名	重点整備地区の面積
① 川口駅周辺地区	JR京浜東北線	約95.7ha
② 西川口駅周辺地区		約59.2ha
③ 東川口駅周辺地区	JR武蔵野線・埼玉高速鉄道線	約80.1ha
④ 川口元郷駅周辺地区	埼玉高速鉄道線	約42.0ha
⑤ 南鳩ヶ谷駅周辺地区		約17.9ha
⑥ 鳩ヶ谷駅周辺地区		約32.3ha
⑦ 新井宿駅周辺地区		約45.4ha
⑧ 戸塚安行駅周辺地区		約73.6ha
⑨ 蕨駅東口周辺地区	JR京浜東北線	約 6.8ha
合計	9地区	約453.0ha

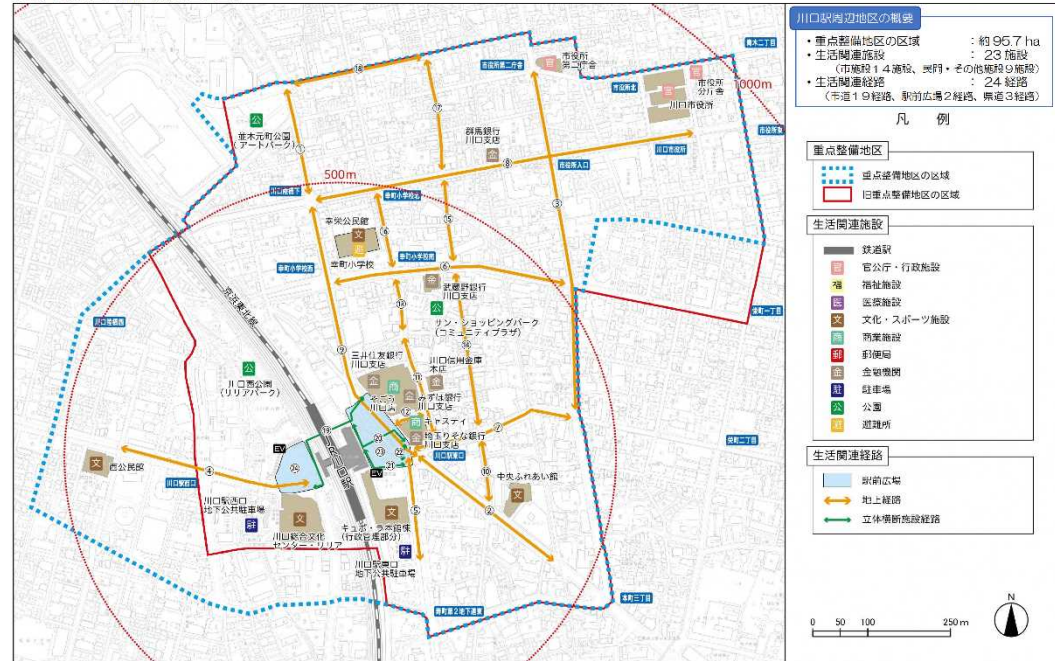
表6.6 重点整備地区の概要

### ● 主な生活関連施設・生活関連経路 (川口駅周辺地区)

#### ○ 地区の特徴

- 川口駅周辺地区は、東京都に隣接し、交通利便性の高さから都市基盤や公共施設が整備され、商業・業務機能の集積が進み、本市の中心市街地の役割を担っています。
- 駅周辺には、市内でも有数の大規模商業施設が数多く立地し、駅からは、やや距離があるものの、市役所本庁舎をはじめとする行政施設が集積しており、川口市の玄関口として賑わいのある地区です。
- 平成32年には、市役所新庁舎（1期棟）が完成予定です。
- 地区内には、一次避難場所として指定されている「川口西公園」があります。

重点整備地区【川口駅周辺地区】



### ● 移動等円滑化に関する事項 (川口駅周辺地区)

- 川口駅周辺地区は、商業や業務機能を有する中心市街地として多くの人に利用されるまちの特性から、歩きやすく移動のしやすいバリアフリー化を目指します。
- 市役所第二庁舎及び分庁舎は、高齢者、障害者等の多くの人に利用される施設であることから、第二庁舎では、手すりの設置、廊下床面の改修など、分庁舎では、施設案内板等の設置、階段への視覚障害者誘導用ブロックの設置など、利用者の利便性向上を目指します。



# 川口市バリアフリー基本構想【令和元年5月公表】

## ◎ 特定事業の位置づけ

- 生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を具体化するものとして、対象となる施設数を整理し、特定事業の実施内容を明確化。

生活関連経路及び生活関連施設の総数

生活関連経路	特定事業 種別	区分	生活関連経路及び生活関連施設の総数											計	合計
			川口駅周辺地区	西川口駅周辺地区	東川口駅周辺地区	川口元郷駅周辺地区	南鳩ヶ谷駅周辺地区	鳩ヶ谷駅周辺地区	新井徳駅周辺地区	戸塚安行駅周辺地区	炭塚栗口周辺地区	計	合計		
生活関連経路	道路	市	21	10	11	9	9	4	5	4	2	75	86	86	
		国・県	3	2	1	0	1	2	1	1	0	11			
		合計	24	12	12	9	10	6	6	5	2	86			
生活関連施設	公共交通	旅客施設	1	1	2	1	1	1	1	1	0	9	9	9	
		路外駐車場	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2			
	都市公園	市	3	3	1	0	0	1	0	0	0	8	8	8	
		市	3	3	1	0	0	1	0	0	0	8			
		民間・その他	8	9	7	4	1	4	0	0	4	37			
交通安全	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
合計	合計	23	17	13	6	5	8	4	4	5	85	85	85		

## 特定事業の取組方針（一例）

- 事業の種別ごとに基本方針の整備目標を元に市の取組方針を作成し、具体的な取組内容を記載。

### 3. 路外駐車場特定事業

国の基本方針	平成32年度までに、特定路外駐車場の総数のうち、約70パーセントに対し、移動等円滑化を実施する。
--------	--

市の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（路外駐車場移動等円滑化基準）」等に沿った事業の実施に努めます。</li> <li>特定路外駐車場の届出時に、適正利用に関する協力を依頼するなど、啓発活動に努めます。</li> </ul>
--------	---

項目	移動等円滑化に努めるバリアフリー化の主な取組内容
駐車施設	車いす使用者用駐車施設は、適切な広さを確保し、出入口に近い場所に設置する。
通路	車いす使用者用駐車施設から出入口までの通路は、車いす使用者の円滑な通行に配慮する。

## ○ 心のバリアフリーの推進

- 心のバリアフリーの実践に関する重要性や対応例を記載すると共に、心のバリアフリーやその他のバリアフリーに関する取組について記載。

### 主な記載内容

#### (1) バリアフリー教室の開催

埼玉高速鉄道株式会社のご協力により、小学生を対象にしたバリアフリー教室を開催しています。今後も、バリアフリーに関する体験学習の場として成果をあげてきた本活動の継続に努めます。



図10.1 車いす体験の様子



図10.2 駅のホームでの学習の様子

#### (2) 車いす使用者用駐車施設の適正な利用の促進<川口市おもいやり駐車場制度>

駐車場等に設けられている車いす使用者用駐車施設の不適正な利用により、真に必要とする人が駐車できない場合があります。

本市では、平成22年1月から「川口市おもいやり駐車場制度」として、対象となる方へ利用証を発行することにより、車いす使用者用駐車施設の適正な利用を促進する取組を行っています。

また、平成27年1月からは、「パーキングパーミット制度」を導入する自治体間での相互利用が可能となっています。

なお、今後も同制度の普及による意識の向上と協力施設の維持拡大に努めます。



※駐車場案内看板については、令和2年6月現在使用されているデザインのもの。

# 川口市バリアフリー基本構想作成後の取組状況

## <特定事業の進捗管理>

- 特定事業計画で定める整備項目の実施状況については、年度ごとに各施設管理者へ進捗確認を実施。  
(令和2年度2月時点の整備率については、全体の約1割が整備済)
- 未実施の整備項目については、来年度以降の整備予定の有無等を確認。
- 長期的な整備を必要とする事業については、今後、施設管理者へ事業化に向けた予算確保等を検討していただくよう周知。

視覚障害者誘導用ブロックの改修、グレーチングを目の細かいものに改修



## <心のバリアフリーに関する取組状況>

### 《バリアフリー教室の開催》

- 平成26年から、埼玉高速鉄道株式会社協力のもと、市内小学生を対象としたバリアフリー教室を開催。
- 令和元年度までの6年間で、約1,600名の児童が参加し、白杖体験や車椅子体験などのバリアフリーに関する体験学習の場として成果をあげてきた。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったが、来年度以降の開催を視野に入れ、今後も継続的に実施。

### 《川口市おもいやり駐車場制度》

- 車椅子利用者用駐車施設の適正利用を促進するため、市内施設に本制度への協力依頼を実施。
- 令和2年度は、新たに民間施設2施設と協定を締結し、現在までに公共、民間施設合わせて162施設において利用可能。



白杖体験の様子



車いす体験の様子



川口市役所 第一本庁舎 駐車場



おもいやり駐車場の案内看板



# 知多市バリアフリー基本構想【令和2年3月公表】

- 主要駅周辺での公共施設整備を契機として、バリアフリー基本構想を策定。
- 策定に際しては、全市的に重点整備地区の候補検証を行い、重点整備地区を1地区決定。

## ＜基本構想の概要＞

●市の概況： (平成31年4月1日時点等)



人口	85,190人	
世帯数	35,502世帯	
市域の面積	4,590ha	
高齢者数	23,235人	27.3%
身体障害者数	2,482人	2.9%
知的障害者数	560人	0.6%
精神障害者数	576人	0.6%

- 作成期間：約10ヶ月（令和元年6月～令和2年3月）
- 計画期間：－（上位計画等の変更など必要に応じて見直し）
- 法定協議会：知多市バリアフリー基本構想策定協議会
- 利用者の意見反映：①協議会の開催（4回）  
②協議会構成員以外の団体を含む5団体にヒアリング  
③高齢者、障害者、子ども連れ及び妊婦を対象にアンケートを実施  
④パブリックコメント（10件）
- 重点整備地区：1地区

位置	面積	選定理由
朝倉駅周辺地区	約24ha	・市内の主要駅（3,000人／日以上）を中心とした地区のうち、駅利用者数、バス運行路線数、生活関連施設候補数、上位計画における位置づけ、将来プロジェクトの状況を点数化して評価し、総合得点が高く、優先的にバリアフリー化を推進する必要があるとされた

- 基本構想の評価・見直しに関する方針：
  - ・ 特定事業計画について、各実施主体で情報交換を行い、PDCAサイクルによる継続的・段階的な改善を図る。
  - ・ 重点整備地区以外の地区についても、重点整備地区のバリアフリー化の進捗状況等を踏まえつつ、段階的なバリアフリー化の推進を検討。

## ○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- |                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| ①安全・安心な移動経路の整備          | ③心のバリアフリーや情報のバリアフリーの推進  |
| ②人にやさしい、誰もが快適に過ごせる施設の整備 | ④連携による継続的・段階的なバリアフリーの推進 |

# 知多市バリアフリー基本構想【令和2年3月公表】

## ◎ 重点整備地区

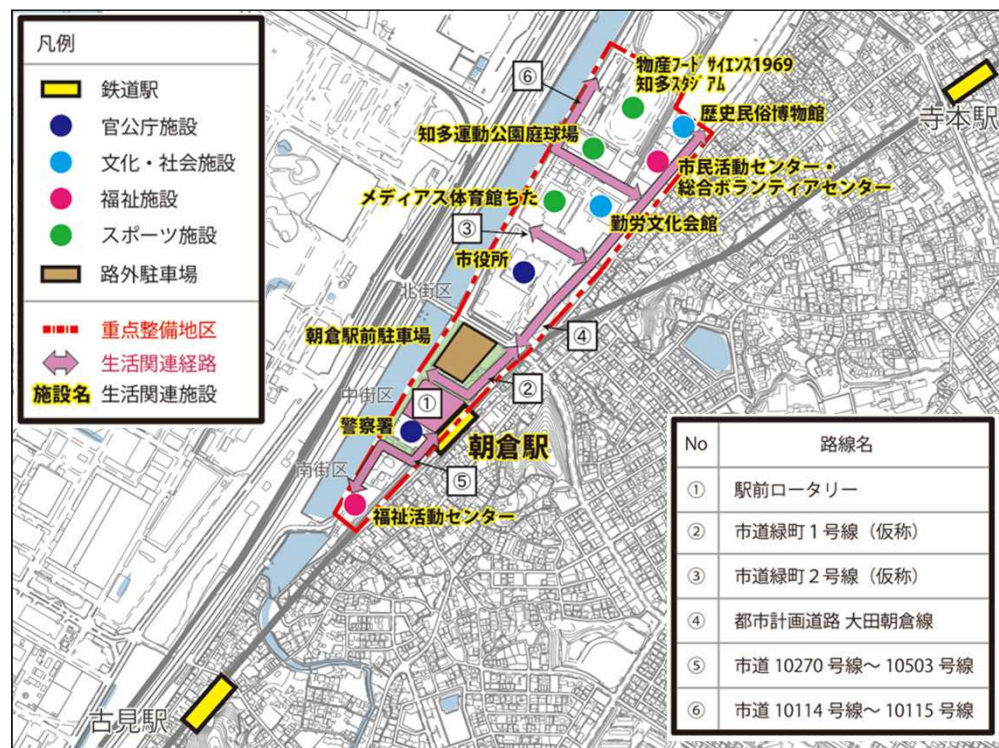
### ● 重点整備地区の位置・区域

- 朝倉駅周辺地区（面積：約24ha）

### ● 主な生活関連施設

- 市役所、警察署、勤労文化会館、歴史民俗博物館、新図書館、福祉施設、スポーツ施設、路外駐車場、商業施設等
- 旅客施設：名鉄常滑線朝倉駅（7,326人／日）

生活関連施設及び生活関連経路並びに重点整備地区の区域



### ● 移動等円滑化に関する事項

- 移動等円滑化の基本的な方針に基づき、各施設における基本的な考え方を定め、新設の施設等及びバリアフリー化されていない経路を特定事業として位置づけ。

生活関連施設の移動等円滑化に関する基本的な考え方

区分	名称	基本的な考え方
旅客施設	朝倉駅	移動等円滑化された経路などを適切に維持します
官公庁施設	市役所	特定事業に位置付け移動等円滑化を図ります（新庁舎）
	知多警察署	移動等円滑化された経路などを適切に維持します
文化・社会施設	勤労文化会館	建築物移動等円滑化基準への適合に努め、かつ移動等円滑化された経路などを適切に維持します
	歴史民俗博物館	移動等円滑化された経路などを適切に維持します
	新図書館	特定事業に位置付け移動等円滑化を図ります
商業施設など	複合商業施設、ホテルなどの施設	特定事業に位置付け移動等円滑化を図ります
路外駐車場	朝倉駅前駐車場	特定事業に位置付け移動等円滑化を図ります（新朝倉駅前駐車場）
福祉施設	福祉活動センター	建築物移動等円滑化基準への適合に努め、かつ移動等円滑化された経路などを適切に維持します
	市民活動センター・総合ボランティアセンター	移動等円滑化された経路などを適切に維持します
	メディアス体育館ちた	建築物移動等円滑化基準への適合に努め、かつ移動等円滑化された経路などを適切に維持します
スポーツ施設	知多運動公園庭球場	建築物移動等円滑化基準への適合に努め、かつ移動等円滑化された経路などを適切に維持します
	物産フードサイエンス1969知多スタジアム	移動等円滑化された経路などを適切に維持します

生活関連経路の移動等円滑化に関する基本的な考え方

No	路線名	基本的な考え方
①	駅前ロータリー	その他の事業（※）に位置付け移動等円滑化を図ります
②	市道緑町1号線（仮称）	特定事業に位置付け移動等円滑化を図ります
③	市道緑町2号線（仮称）	特定事業に位置付け移動等円滑化を図ります
④	都市計画道路 大田朝倉線	移動等円滑化された経路などを適切に維持します
⑤	市道 10270号線～10503号線	移動等円滑化された経路などを適切に維持します
⑥	市道 10114号線～10115号線	特定事業に位置付け移動等円滑化を図ります

※その他の事業…生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化事業のうち特定事業に該当しないもの



# 知多市バリアフリー基本構想【令和2年3月公表】

## ◎ 特定事業の位置づけ

- 新設の施設、経路、移動等円滑化されていない経路については特定事業に位置付け。

### 主な特定事業

特定事業	実施内容
道路特定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の凹凸や端部の段差解消</li> <li>視覚障害者誘導用ブロックの連続的な整備 等</li> </ul>
路外駐車場特定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動に制約がある方が優先的に利用できる駐車マスをできる限り駅の近くに設置</li> <li>駐車マスから出入口へのバリアフリーな移動経路の整備</li> </ul>
建築物特定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>分かりやすく、見やすいサインや、快適な移動を促進する多様な手段による案内設備の充実、整備の推進</li> <li>使いやすい多目的トイレの整備</li> <li>車椅子やベビーカーと人がすれ違うことのできる廊下幅の確保 等</li> </ul>

具体的な特定事業が実施される場所を明記。



## ○ 心のバリアフリーの推進

- 心のバリアフリーや情報のバリアフリーについて、主に福祉系の計画に紐付けられた取組を位置づけ。

### 主な記載内容

#### (5) その他の事業 (ソフト対策)

事業種別	バリアフリーに向けた取組	出典
心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆広報ちたやホームページなどを使用した障がいについての啓発の実施</li> <li>◆ユニバーサルマナー(※)の普及に向けた啓発</li> <li>◆福祉フェスティバルの開催</li> <li>◆広報ちたやホームページなどを使用した子ども条例の周知による意識啓発と、「子育てきらきら通信」、子育て支援ガイドブック「はっぴい」などによる子育てに関する情報の発信</li> <li>◆高齢者向けの講演会や出前講座を開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次知多市地域福祉計画</li> <li>・第3次知多市障がい者計画</li> <li>・知多市子ども・子育て支援事業計画</li> <li>・知多市高齢者保健福祉計画第7次改訂</li> </ul>
福祉に関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校における福祉教育の充実</li> <li>◆生涯学習における福祉学習の推進</li> <li>◆コミュニティにおける福祉活動への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次知多市地域福祉計画</li> <li>・第3次知多市障がい者計画</li> </ul>
情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障がいのある方のニーズなどの情報収集と共有化</li> <li>◆利用可能な福祉サービスや諸手続などに関する情報の提供窓口の充実</li> <li>◆広報ちたなどによる福祉サービスに関する情報提供の推進</li> <li>◆点訳、朗読、手話、要約筆記などの人材育成を推進</li> <li>◆高齢者やその家族による主体的なサービス選択ができる環境づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次知多市地域福祉計画</li> <li>・第3次知多市障がい者計画</li> <li>・知多市高齢者保健福祉計画第7次改訂</li> </ul>

※ユニバーサルマナー…障がい者や高齢者など、自分とは違う誰かのことを思いやり、適切な知識を持って、適切なサポートをするという行動で、すべての人がマナーとして身に付けているのが望ましいとされています。  
 (例として、車いす用駐車施設、障がい者用トイレ等を真に必要な方が円滑に利用できるよう、一般利用者に対してサインの設置をすることなどがあります。)

# 知多市バリアフリー基本構想作成後の取組状況

## <特定事業の進捗管理>

- 特定事業等進捗状況総括表を作成し、事業の実施状況を見える化。

【その他の事業(ハード対策)】

○:設計 ⇒:工事・実施

対象施設	事業主体	事業内容	実施予定時期										整備状況	配慮事項	
			R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10			
生活関連経路① 駅前ロータリー	知多市	歩道の凹凸や端部の段差解消 歩道のセミフラット化 分かりやすく、見やすいサインや、快適な移動を促進する多様な手段による案内設備の充実、整備の推進 視覚障がい者誘導用ブロックの連続的な整備 視覚障がい者・聴覚障がい者に対する安全な誘導策の検討 バスやタクシー、車の乗降場所から駅への屋根の設置や、ベンチなどの休憩場所の整備 リフトバスの乗降ができる空間の確保 車いすやベビーカー等使用者が安全・安心で快適に移動できるよう、段差の解消や広い乗降スペースの確保												実施中	生活関連経路② 市道10517号線(仮称) との整合を図りながら事業を実施する。

完成イメージ



## <心のバリアフリーに関する取組状況>

【その他の事業(ソフト対策)】

⇒:実施

対象事業	事業主体	事業内容	実施予定時期										整備状況	配慮事項		
			R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10				
心のバリアフリー	啓発広報活動の推進	知多市・社会福祉協議会 広報したやホームページなどを使用した障がいについての啓発の実施 ユニバーサルマナー(※)の普及に向けた啓発 福祉フェスティバルの開催 広報したやホームページなどを使用した子ども条例の周知による意識啓発と、「子育てきらきら通信」、子育て支援ガイドブック「はっぴい」などによる子育てに関する情報の発信 高齢者向けの講演会や出前講座を開催													継続実施	
	福祉に関する教育の推進	知多市・社会福祉協議会 学校における福祉教育の充実 生涯学習における福祉学習の推進 コミュニティにおける福祉活動への支援														